

浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するために、浜松市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る市の申請受付開始日は、令和元年7月1日とする。

- 2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から令和元年12月2日午後5時15分までとする。ただし、郵送により、申請書を提出する場合は同日付の消印がされているものは期限内に提出があったものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず天災その他やむを得ない事由により、上記の申請期限までに申請することが困難であった者については、令和2年3月6日まで申請期限を延長する。

(申請及び支給の方式)

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記2の規定に基づき、別紙様式の申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者又は市長が特に適当と認める者とする。

2 前項の規定により、代理人が申請する場合は、代理人が申請者本人から代理権を付与されていることを証する書類を添えて申請しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、令和元年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、その旨を別紙通知書(第2号様式、第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第5条第1項の規定により提出された申請書において、当該申請書又はその添付書類に不備があった場合であって、当該不備に対し、市が補正又は添付書類の提出を求めたにもかかわらず、申請者がこれに応じない場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給の決定ができない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能又は支払不能等があり、市が補正又は確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正等に応じないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた

後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別記（第2条、第5条関係）

1 支給対象者

(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父又は母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

| | |
|------------------|---------------------------|
| (1)に規定する者が死亡した場合 | 基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者 |
|------------------|---------------------------|

2 支給の申請

(1) 市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。

(2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、市が基準日における住所地であるものは、市に対して支給の申請を行う。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。

1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市

浜松

市長殿

市
受付印

1. 申請・請求者

記入日

令和 年 月 日

| | | | |
|---------------|-----|----------------|--------|
| (フリガナ) 氏 名 | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
| | 男・女 | 昭和・平成 年 月 日 | 電話 () |

*記名押印に代えて署名することができます。

児童扶養手当の証書番号

2. 誓約・同意(裏面の事項(1)～(7)を確認の上、下記のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

3. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

原則、児童扶養手当口座とします。やむを得ない事情がある場合に限り、児童扶養手当口座以外の口座に振り込むことができます。

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座への振込みを希望

Bを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

[受取口座記入欄]受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (右詰めでお書きください。) | (フリガナ) 口座名義 |
|--|---------------------|--------------|------------------------|----------------|
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1.普通 2.当座 | | |
| 金融機関番号 | 店番号 | | | |

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

申請取下げ書

| | |
|-----|----------|
| 記入日 | 令和 年 月 日 |
|-----|----------|

市
受付印

1. 申請者

| |
|---------------|
| (フリガナ) 氏 名 |
| |

*記名押印に代えて署名することができます。

基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

- 給付金の支給要件に該当しなくなった。
- 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
- (支給要件)
- 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
基準日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない者
基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年3月6日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

戸籍その他必要な書類

振込先金融機関口座確認書類

(2 . 受取方法に B を選択した場合は提出してください。)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

| |
|---------------------|
| 令和元年11月分の児童扶養手当支給等市 |
| 浜松 市長殿 |



1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

| | | | |
|--------------|-----|----------------|--------|
| (フリガナ) 氏名 | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
| | 男・女 | 昭和・平成 年 月 日 | 電話 () |

*記名押印に代えて署名することができます。

| |
|-------------|
| 児童扶養手当の証書番号 |
| |

2. 誓約・同意(裏面の事項(1)～(7)を確認の上、下記のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

3. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

原則、児童扶養手当口座とします。やむを得ない事情がある場合に限り、児童扶養手当口座以外の口座に振り込むことができます。

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座への振込みを希望

Bを選択した場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

[受取口座記入欄] 受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (五桁目でお書きください。) | (フリガナ) 口座名義 |
|--|---------------------|------------|------------------------|----------------|
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1普通 2当座 | | |
| 金融機関番号 | 店番号 | | | |

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。長期間入金のない口座を記入しないでください。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 基準日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。
(支給要件)
令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
基準日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない者
基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年3月6日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

戸籍その他必要な書類

振込先金融機関口座確認書類

(2 . 受取方法に B を選択した場合は提出してください。)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

支給決定通知書

令和 年 月 日付をもって申請のありました浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について、浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 支給額 17,500円
2. 振込日
3. 振込口座 申請書で指定した口座

第3号様式(第7条関係)

令和 年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

不支給決定通知書

令和 年 月 日付をもって申請のありました浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について、浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 審査結果 不支給
2. 不支給理由 浜松市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱第2条第2号に規定する支給対象者に該当しないため